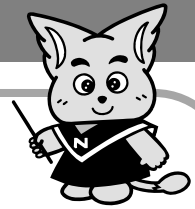


国民年金だより



障害基礎年金等を受けている方の現況届について

20歳前の障害による障害基礎年金、障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金、母子・準母子福祉年金から切り替わった遺族基礎年金を受けている方は、毎年7月が「現況届」の提出月です。

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届です。7月初旬に社会保険事務所から現況届が送られてきますので、同封の説明書をよくお読みのうえ必要事項を記入し、お住まいの市町村役場国民年金担当窓口へ**7月31日まで**に提出してください。

なお、「現況届」が提出されない場合や、所得の審査ができない場合には、年金の支払いが一時停止することがありますのでご注意ください。

※障害状態が引き続き障害等級に該当するか確認を必要とする方は、診断書の用紙を一緒にお送りしています。医師の診断を受けていただき、現況届（障害の状態によってはレントゲンフィルム・心電図）と一緒に提出してください。

※加算対象者のいる方については、加算額を引き続き受けるために、生計維持関係の証明をしていただく必要があります。

※平成21年1月2日以降に他市町村から転入した方は、平成21年1月1日現在、住民票がある市町村にて平成20年分の所得に関する証明を添付してください。

※他の公的年金・恩給などを受けている人は、同封されている「支給停止額変更届」を記入のうえ、直近の「年金額改定通知書」の写を添えて提出してください。また、新たに他の公的年金を受けられるようになった方は、「支給停止事由該当届」をご提出してください。

徳島県国民年金基金

フリーダイヤル 0120-65-4192

- ◆ 掛金は全額所得控除で、税金がお得。
- ◆ 掛金は自由に設定。
- ◆ 基本は終身年金。だから、一生涯お受け取り。
- ◆ 万が一の時にはご家族に一時金も。

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方（国民年金第1号被保険者）がご加入できる公的な年金制度です。

詳しい資料や説明をご希望の方は、ご連絡ください。